

市営住宅入居募集

市営住宅の入居申込受付を次のとおり実施します。

1. 受付の目的

市営住宅入居者及び入居補欠者の入居・補欠順位を決定する。

2. 募集団地

- ・ 公営住宅 29団地
- ・ 特定公共賃貸住宅 3団地
- ・ 定住促進住宅 3団地（若者定住促進を含む）

※詳細は、別表「市営住宅入居募集団地一覧表」のとおり。

3. 受付期間等

- (1) 受付期間(土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
- ア 抽選受付期間 **令和4年10月3日(月)から 令和4年10月14日(金)まで**
- イ 随時受付期間 令和4年10月17日(月)から 令和5年8月31日(木)まで
- (2) 受付場所 大洲市役所 本 庁 都市整備課 長浜支所 地域振興係
肱川支所 地域振興係 河辺支所 地域振興係

4. 抽 選 会

- (1) 抽 選 会 **令和4年10月19日(水) 午前9時30分から**
- (2) 会 場 住宅を所轄する 本庁、長浜支所、肱川支所、河辺支所 にて抽選

5. 入居の決定方法

- (1) 抽選会参加希望者については、本庁・各支所が管轄する住宅の抽選会場において、各団地ごとに抽選を行い、入居順位(入居者・入居補欠者)を決定する。
- (2) 抽選会参加希望者のうち抽選会不参加者については、受付順の抽選により決定した入居順位の次順位とする。
- (3) 随時受付については、受付順に上記(1)、(2)の次順位とする。

6. 入居時期

- (1) 別表に記載している空家の入居時期は、令和4年12月上旬から12月中旬を予定。
- (2) 上記(1)以外に入居可能な空家が生じた場合は、その都度決定する。

7. 入居申込資格【次に掲げるすべての要件を満たしていること】

【公 営 住 宅】

- (1) **市内に住所又は勤務場所を有する者**であること。
 - ア 60歳以上の者
 - イ 身体障がい者(1～4級)、精神障がい者(1～3級)、療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の者
 - エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項により厚生労働大臣の認定を受けている者
 - オ 生活保護法による被保護者
 - カ 海外からの引揚者で引揚げた日から5年を経過していない者
 - キ ハンセン病療養所入所者等
 - ク DV被害者で、次の①又は②のいずれかに該当する者
 - ① 配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の被害者
 - ② 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の被害者
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び3ヶ月以内に結婚を予定している者を含む。)があること。ただし、次のア～クのいずれかに該当する場合は、単身でも可。
 - ア 60歳以上の者
 - イ 身体障がい者(1～4級)、精神障がい者(1～3級)、療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の者
 - エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項により厚生労働大臣の認定を受けている者
 - オ 生活保護法による被保護者
 - カ 海外からの引揚者で引揚げた日から5年を経過していない者
 - キ ハンセン病療養所入所者等
 - ク DV被害者で、次の①又は②のいずれかに該当する者
 - ① 配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の被害者
 - ② 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の被害者
- (3) **市税を滞納していない者**であること。
- (4) **入居希望者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びこれに準じる者でないこと。**
- (5) 世帯全員の収入が次の収入基準に該当する者であること。
 - ア 月額158千円以下の世帯(一般階層)
 - イ 月額214千円以下の世帯(裁量階層)

※裁量階層とは、次の①～⑦のいずれかに該当する世帯をいう。

 - ① 身体障がい者(1～4級)、精神障がい者(1・2級)、療育手帳を保持する者を含む世帯
 - ② 戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の者を含む世帯
 - ③ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項により厚生労働大臣の認定を受けている者を含む世帯
 - ④ 海外からの引揚者で引揚げた日から5年を経過していない者を含む世帯
 - ⑤ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯
 - ⑥ 入居者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の世帯
 - ⑦ 義務教育終了前の子供がいる世帯
- (6) **高齢世帯向け住宅においては、前記(1)～(5)に加え、次の要件のうちいずれかに該当すること。**
 - ア 60歳以上の親族で構成される世帯(別途、親族関係が証明できる書類の提出を指示する場合があります。)
 - イ 夫婦のみの世帯でそのいずれか一方が60歳以上である世帯

【特定公共賃貸住宅】

- (1) 市内に住所を有し、又は有すると見込まれる者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び3ヶ月以内に結婚を予定している者を含む。)があること。ただし、災害等の特別の事情がある者、又は地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして市長が認める者については、単身でも可。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 自ら居住するため、住宅を必要とすること。
- (5) 入居希望者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びこれに準じる者でないこと。
- (6) 世帯全員の収入が収入基準※に該当する者であること。

※ 収入基準が改定されることがありますので、詳しくは、本庁都市整備課にお問い合わせ下さい。

【定住促進住宅】

- (1) 市内に住所を有し、又は有すると見込まれる者であること。
- (2) 世帯用においては、現に同居し、又は同居しようとする配偶者(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び3ヶ月以内に結婚を予定している者を含む。)があること。
- (3) 高齢者世帯用においては、満65歳以上の者であることとし、現に同居し、又は同居しようとする配偶者がある場合は、どちらかが満65歳以上で自立した生活が出来る者であること。
- (4) 若者定住促進住宅については、婚姻届出後3年を経過しない者であるか、Uターン者で住民となった日から3年を経過していない者であること。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 自ら居住するため、住宅を必要とすること。
- (7) 入居希望者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びこれに準じる者でないこと。
- (8) 大洲市長が定住促進のため特に必要があると認める者。

8. 入居申込手続

- (1) 入居申込にあたっては、次のア～キに掲げる書類のほか、状況に応じてクに掲げる書類等の提出又は提示をすること。
 - ア 市営住宅入居申込書(大洲市役所都市整備課及び各支所地域振興係で交付)
 - イ 入居予定者全員の住民票
 - ウ 入居予定者全員の個人番号カード
 - エ 市(町村)長の発行する所得証明書
 - オ 大洲市長の発行する納税証明書
 - カ 暴力団員ではないことを誓う確約書
 - キ 犬・猫等のペットを飼わないことを誓う誓約書
 - ク その他入居資格又は所得控除を証明する書類等
身体障がい者手帳(1～4級)、精神障がい者手帳(1～3級)、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、保護決定通知書、引揚証明書、医療特別手当証書又は特別手当証書、戸籍謄本、在勤証明書、婚約証明書、離職証明書、無職無収入申立書 等
- (2) 証明書等は、原則として3ヶ月以内のものであること。
- (3) 入居申込は、1団地に限る。

9. 入居決定者と入居手続

入居決定者(入居決定の通知を受けた者)は、決定のあった日から10日以内に市営住宅請書の提出及び敷金を納付すること。

- (1) 「市営住宅請書」には、原則として次の条件を満たす連帯保証人2名の連署が必要。
 - ア 市内に居住し、独立の生計を営んでいる成人
 - イ 入居決定者と同程度以上の収入を有する者
 - ウ 市税を滞納していない人
- (2) 「市営住宅請書」には、次に掲げる書類の添付が必要。
 - ア **入居決定者の印鑑証明書**
 - イ **連帯保証人の印鑑証明書、所得証明書並びに納税証明書**
- (3) 「敷金」の額は、**入居決定時における家賃の3ヶ月分**とする。

10. 入居補欠者

- (1) 補欠有効期間
入居補欠者の補欠有効期間は、決定のあった日から令和5年8月31日までとする。
- (2) 資格喪失
資格喪失事項に該当した場合、入居補欠者としての資格を取り消すものとする。(住宅取得等)
- (3) 入居補欠者以外の優先入居
災害による住宅の焼失、不良住宅の撤去及び公共事業に係る住宅の立退き等の事情により入居補欠者以外の者を優先して入居させることがある。
- (4) 補欠期間中の注意事項
住所・世帯構成等に変更が生じた場合は、必ず変更の届出を行うこと。

== 問い合わせ先 ==

大洲市役所 本庁	都市整備課	TEL 24-1759
長浜支所	地域振興係	TEL 52-1112
肱川支所	地域振興係	TEL 34-2311(代)
河辺支所	地域振興係	TEL 39-2111(代)